

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和5年4月)	新・条文構成(令和5年5月)			
1	第1編 共通編	第1編 共通編			
2	第1章 総則	第1章 総則			
3	第1節 総則	第1節 総則			
4	1-1-1-19 建設副産物	1-1-1-19 建設副産物			
5	5.再生資源利用計画書	5.再生資源利用計画書			
6	受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			○
7	6.再生資源利用促進計画書	6.再生資源利用促進計画書			
8	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			○